

3歳以降の地域型保育事業の利用について

○地域型保育事業とは

認可権者（市町村長）が定める基準を満たした小規模の保育事業で0歳から2歳までの子どもを預けることができます。

北杜市内では3事業が実施されています。（令和4年4月1日現在）

- （1）家庭的保育事業（グレースハウス）
- （2）事業所内保育事業（社会福祉法人緑樹会ひまわり保育園）
- （3）事業所内保育事業（清里聖ヨハネ保育所）

○地域型保育事業を利用できる子ども

概ね生後6ヶ月から3歳未満で、保育認定の3号認定（※）を受けた子どもです。

※3号認定は、3歳未満で、両親が日中家庭で保育ができないと市町村長が認めた場合に受けられる認定です。3歳の誕生日の前日に2号認定に切り替わります。

- （例）令和元年5月5日生まれ 3号認定・・・令和4年5月3日まで
2号認定・・・令和4年5月4日から

○3歳になった日以降の利用について

原則、地域型保育事業以外の保育・教育施設へ入園（転園）が必要です。しかし、年度途中での転園となり、環境の変化による子どもへの影響が大きく、また、転園希望先の保育施設の定員に空きがない状況が多くみられるため、希望により年度末まで継続して地域型保育事業を継続して利用することができます。そのため、2歳児の年度の3月31日までの利用申し込みをしていただいております。（申込時に他の利用期間の意向がある方を除く。）つきましては、3歳以降の利用にあたり、次の手続きをお願いします。

《3歳になる際の手続き》

- 継続利用を希望する方 ⇒ 入園申込時に「継続利用申立書」を併せて提出する。
転園を希望する方 ⇒ 3号認定終了日の前月10日※までに転園申込を行う。
まだ決めていない方 ⇒ 3号認定終了日の前月10日※までに継続利用または転園の手続きを行う。 ※10日が閉庁日の場合は直前の平日



お問い合わせ先
北杜市こども保育課
電話 0551-42-1402

継続利用申立書

北杜市長 様

令和 年 月 日

保護者氏名

子ども氏名

子ども生年月日 平成・令和 年 月 日

利用（希望）施設

- 地域型保育事業を利用していますが、
- 地域型保育事業の利用が決定したら、
- } 3歳になった日以降も当年度末日まで

継続して利用することを希望します。

なお、3歳の誕生日を迎える時点で、地域型保育事業の継続利用ではなく、保育園や認定こども園等への転園を希望する場合は、北杜市または地域型保育事業者が指定する日までに必要な手続きを行います。